

令和3年度一般会計補正予算（専決処分）説明資料
新型コロナウイルス対策

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯
生活支援特別給付金のうち
低所得のひとり親世帯向けの給付金

令和3年4月8日

こども部 こども福祉課

低所得のひとり親世帯向けの給付金の概要 (国施策)

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、給付金を支給するもの

2 対象

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ②公的年金給付等により児童扶養手当を受給していない方
※児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る方
- ③児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給水準まで下がった方
※対象となる児童の範囲＝18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

3 支給額

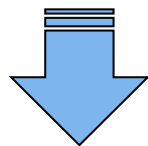
児童1人当たり一律5万円

4 支給日（予定）

4月28日（水）※①の申請不要者のみ。②・③については以降随時

補正予算額

補正予算合計 2億962万円（給付金：2億600万円 + 事務費：362万円）



対象児童数		単価	給付金額
①児童扶養手当 受給者(申請不要)	3,100人	5万円	1億5,500万円
②公的年金受給者	220人	5万円	1,100万円
③家計急変者	800人	5万円	4,000万円
計	4,120人	—	<u>2億600万円</u>

※児童扶養手当受給世帯：2,048世帯（4月分受給者）

【財源】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（10/10）

業務スケジュール(予定)

	内 容
4月9日(金)	ホームページで周知 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者へ通知発送
4月16日(金)	受給拒否届提出期限※
4月19日(月)	振込データ作成
4月20日(火)	会計課へ支出伝票提出
4月21日(水)	千葉銀行へ支給データ送信（5営業日前）
4月28日(水)	①令和3年4月分の児童扶養手当受給者へ支給
以降随時	申請を必要とするひとり親受給者（②・③）については、申請書受理後、審査の上随時支給

②・③の対象者については、申請書ができ次第発送

※支給にあたって、①令和3年4月分の児童扶養手当受給者については迅速に支給を行う観点から、申請を不要としているが、受給を希望しない場合に受給拒否届を提出する期間を案内通知発送後、1週間程度設けることとしています。

その他低所得の子育て世帯向けの給付金の概要(参考) (国施策)

【ひとり親世帯以外の「その他低所得の子育て世帯」への支給】

現在，国が制度設計中であり，支給時期は未定

具体的な制度設計を国が行い，直近の所得情報の判明以降，申請に基づき
支給→別途，予算措置予定

【支給対象者】

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯

※対象となる児童の範囲＝ひとり親世帯と同じ。18歳に達する日以後の
最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

【給付額】 児童 1 人当たり一律 5 万円

【財源】 全額国の負担（10/10）